

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00004 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 22 日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00004 沿革 (略)</p>	
<p>(免責)</p> <p>第 9 条 日本貿易保険は、第 20 条第 4 項及び第 39 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 輸出契約等に表示された通貨(邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。)と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するものであって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの</p> <p>へ (略)</p> <p>ト 貿易保険法施行令(昭和 28 年政令第 141 号)第 <u>2</u> 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に定める事項を備えていないもの</p> <p>チ (略)</p> <p>二～七 (略)</p>	<p>(免責)</p> <p>第 9 条 日本貿易保険は、第 20 条第 4 項及び第 39 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 輸出契約等に表示された通貨(邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。)と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するもの <u>(以下「異種通貨決済輸出契約等」という。)</u> であって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの</p> <p>へ (略)</p> <p>ト 貿易保険法施行令(昭和 28 年政令第 141 号)第 <u>1 条の 2</u> 第 1 項、第 2 項又は第 3 項に定める事項を備えていないもの</p> <p>チ (略)</p> <p>二～七 (略)</p>	
<p>(保険契約の解除、失効)</p> <p>第 11 条 日本貿易保険は、第 20 条第 2 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について成立する保険関係に関しては、この限りではない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(保険契約の解除、失効)</p> <p>第 11 条 日本貿易保険は、第 20 条第 2 項及び第 22 条第 4 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 保険関係成立期間中に、次の各号のいずれかに該当することとなった証券記載の輸出契約等の相手方に係る部分は、その効力が発生する日から失効する。ただし、失効日より前に締結された輸出契約等について成立する保険関係に関しては、この限りではない。</p> <p>一 (略)</p>	

<p>二 海外商社名簿について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074) 第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分となったとき</p> <p>3 (略)</p>	<p>二 海外商社名簿について(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074) <u>以下「名簿規程」という。</u> 第1条に基づき作成された海外商社名簿に登録されている輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分となったとき</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(保険金の請求)</p> <p>第23条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第29条第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第35条第1項又は第2項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</p> <p>2 前項の請求は、次の各号に定められた期間内に行うものとする。ただし、<u>保険金請求人が保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請し、</u>日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>6 保険契約者が、一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合には、保険金請求人は、保険金の支払の請求を同時に行うものとする。ただし、同時に請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の支払を請求するものとする。</u></p>	<p>(保険金の請求)</p> <p>第23条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者(以下「保険金請求人」という。)は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に第29条第1項に規定する権利行使等の委任についての委任状、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。なお、第35条第1項又は第2項に規定する権利行使等の委任が保険金請求時においても有効である場合においては、本条に基づく委任状は提出されているものとみなす。</p> <p>2 前項の請求は、次の各号に定められた期間に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、<u>特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>一～二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	
<p>(保険契約の地位の譲渡)</p> <p>第38条 被保険者は、この約款に基づく保険契約上の地位を譲渡してはならない。ただし、保険契約上の地位の全部を譲渡する場合であって<u>事前に</u>日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p><u>2 被保険者は、前項ただし書に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の後に譲渡を行った旨を速やかに日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p>	<p>(保険契約の地位の譲渡)</p> <p>第38条 被保険者は、この約款に基づく保険契約上の地位を譲渡してはならない。ただし、保険契約上の地位の全部を譲渡する場合であって日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	

<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第 39 条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的を譲渡した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失については日本貿易保険は損失をてん補する責めに任じない。ただし、<u>事前に</u>日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第 39 条 被保険者は、この約款に基づく保険関係について、保険の目的を譲渡した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失については日本貿易保険は損失をてん補する責めに任じない。ただし、日本貿易保険の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>(手続事項)</p> <p>第 43 条 この約款に<u>基づく手続については、日本貿易保険がその時々においてそのホームページ上で対外的に周知する手続に基づいて行うものとする。</u></p>	<p>(手続事項)</p> <p>第 43 条 この約款に<u>規定するもののほか、保険関係に関する手続的な事項は手続細則に定める。</u></p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和 8 年 2 月 2 日から実施する。</u></p>		